

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：トルネード DBT.]

[記載日：2026/07/17]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	—
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 団規約を定め、規約にのっとり団運営を行っている。 団員の保護者及び指導者をもって構成する総会を年1回開催し、事業報告・事業計画、決算・予算、役員の選任等を審議し、多数決の原理で物事を決定している。	A
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 公共体育施設及び学校体育施設で活動する際には、当該施設の使用に係る条例・規則要領等を遵守している。	A
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 規約により役員を定め、年1回開催する総会で選任している。 総会で事業報告・事業計画、決算・予算、役員の選任、スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況等を審議し、承認を受けながら団運営を行っている。 活動計画等を全ての団員の保護者に送付している。 大会・交流試合及び研修会等については、すべての団員の保護者に随時連絡している。	A

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 日本スポーツ少年団が定めた「理念」の実現を目指し、スポーツを通して青少年の心身の健全育成に資することを目的とする旨を規約に定め、全構成員で共有するとともに総会時及びホームページにより公表している。	
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 役員、スタッフ、保護者は、三重県スポーツ少年団や東員町スポーツ少年団が開催するコンプライアンス等研修会へ参加している。 総会において、コンプライアンスを遵守した団運営を確認している。	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 指導者は、三重県スポーツ少年団や東員町スポーツ少年団が開催するコンプライアンス等研修会へ参加している。 団員に対して、リーダースクールやリーダー対象の諸研修への参加を促している。 総会において、コンプライアンスを遵守した団運営を確認している。	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 規約に基づき会計・監事を選任し、団の会計処理が適切に行われるよう努めている。 総会において、決算報告、監査報告を行い、承認を受けている。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 東員町から補助金を受ける際は、東員町教育関係事業補助金等交付要綱を遵守している。	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 規約に基づき、監事による監査を行うとともに、すべての団員の保護者に書面で決算書及び監査報告書を配布し、総会において承認を受けている。	

原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 総会及び通知、ホームページにより、構成員に対して役員体制・会計処理・団活動に関する情報を公表している。	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 上記に加え、総会においてスポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況(セルフチェックシートの記入内容)を確認し、ホームページにおいて公表している。	
原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)	
原則 ■ について	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
原則 ■ について	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
原則 ■ について	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
原則 ■ について	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	